

■ 隠岐の島町で収集・処理できないごみ

項 目	内 容	適用品目の例
①感染性的なもの	医療機関から排出される感染性一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・血液の付着したガーゼ、包帯等 ・手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
②有害性的なもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害・有毒性の強い物質を含むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー ・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの
③危険性的なもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類（未使用の花火を含む） ・ガスボンベ ・エンジン類
④引火性的なもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料、溶剤及び灯油類 ・燃えがらや、残焼物で火気のあるもの、又は高温のもの
⑤その他		<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ ・自動車、オートバイ等 ・草刈機、耕運機、チェーンソー等 ・田植え機等農業用機械 ・消火器 ・ピアノ ・家電リサイクル法に基づく、廃家電4品目 ・資源有効利用促進法に基づく、家庭用使用済みパソコン